

第十九條 管理者ハ墓地ノ繪圖及墓籍ヲ調製シ置クハシ
第三十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ間留又

- ハ貳拾円未滿ノ科料ニ處ス
- 一、本則第二條第四條第三項第六條第八條第十條
第十一條第十四條第十八條ニ違背シタル者
- 二、墓地及埋葬取締規則第三條第四條第五條第六
條第七條ニ違背シタル者
- 三、墓地外ニ死体又ハ遺骨ヲ埋葬シタル者

丙

施行 十月十七日

起案 昭和十二年十一月十三日

主任

警保局長 警保局長 一四〇號

警務課長

事務官

案

年月日 局長名

各廳府縣長官宛

興行取締ニ關スル件

合 議 局 號 及 受 送								主 管 局 號 及 受 送 日	
第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	第 一 號	第 二 號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月
日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日

第	第
號	號
送	送
受	受
月	月
月	月
日	日
日	日

近時ニ於ケル演劇、レビエ、漫才、落語、紙芝居等興行ノ内容ヲ見ルニ、其ノ間往々民衆、嗜好ニ迎合セントスルノ余リ、娛樂ノ本質ヲ没却シテ低調卑俗ニ陥リ廢頽悖倫ニ涉ルモノ無キニ非ズ。又支那事變發生後ハ之ニ取材セルモノ著シキ數ニ達セル所ナルガ、其ノ内容ヲ見

ルニ概ネ粗糲ニレテ動モスレバ安價ナル感激ヲ唆リ徒ラニ對支感情ヲ激發シテ禍根ヲ將來ニ貽スガ如キモノ、或ハ戦争反對戦争嫌惡ノ念ヲ起サシムルガ如キモノ、或ハ事變ニ對スル國民ノ嚴肅ナル感情ヲ傷クルガ如キモノ無シトセズ、是等ノ事項ニ關シテハ

リ 芳 旨

夙ニ嚴重取締ヲ行ヒツツアル様被認ルル
處ナルモ、現下ノ如ク舉國振張、國民ノ精
神的總動員ヲ行ヒ堅忍不拔、重大ナル時
局ニ對處シ且今後持續スベキ時艱ヲ克
服シテ愈々皇運ヲ扶翼スルノ要最モ
緊切ナルモアル時代ノ要求ニ鑑ミルトキ
ハ今後益々之ヲ勵行スルノ要顯著ナル

モノアルヲ以テ、爾今興行者並ニ従業員
ヲシテ積極的ニ興行ヲ通ジ時艱克服
ノ爲協力セシムル様懇談督勵シ特ニ左
記各號ノ事項ヲ勵行セシムルコトトシ且
之が脚本檢閲興行取締ノ際ハ其ノ主
旨ノ徹底ニ努ムル様適宜措置相成度

事務

此段及通牒候也

内務省

記

一、國體ノ本義ヲ爛々明徴ニシ日本精神ノ眞姿ヲ顯現スルニ努ムルコト

二、利己ニ赴キ物質ニ奔リ個人ノ自由ニ拘泥シテ國家並ニ公共ノ利害休戚ヲ没却シテ顧ミザルガ如キ弊風ヲ芟除スルニ努ムルコト

三、浮華ニ流レ享樂ニ耽リ淫逸ニ墮スルガ如キ風習ヲ匡シ以テ剛健ナル國民道義ノ確立ニ努ムルコト

四、社會ノ耳目ヲ^{〔警〕}動シタル犯罪事件ニ取材スルトキハ民衆ノ好奇心ヲ唆リ之ニ同情シ之ヲ模倣スルガ如キ結果ヲ招キ易キヲ以テ之ヲ差控フルコト

五、我國經濟狀勢^{ノ現狀}ニ即シ勤勞ノ尊重、勞資ノ協調、冗費ノ節約、國

内務省

外西諸國に對し、
 我々の利益を保護し、
 其の利益を侵す者
 に対しては、
 必要なる場合に、
 自衛の力を發揮し、
 其の利益を保護す
 べし。

五

内資源ノ愛護等ノ必要ヲ適切ニ闡明スルコト

- 六、支那事變ノ根本的原因、帝國ノ方針ヲ明確適切ニ闡明スルコト
- 七、支那ノ國民性、民族性、國民政府、國民黨及軍隊ノ本質等ニ付
明確ナル認識ヲ與フル様努ムルコト
- 八、銃後ノ後援ヲ益々強化スルトトモニ、長期ニ涉リ之ヲ持續スル
ノ要ヲ強調スルコト
- 九、構想ハ眞摯ヲ旨トスベク觀客ヲシテ徒ニ一時的の興奮ニ驅ラレ安
價ナル感傷ニ墮セシメ或ハ戰地銃後ニ於ケル活動ヲ茶化シテ國
民ノ事變ニ對スル嚴肅ナル感情ヲ傷クルガ如キコトナキ様留意
スルコト
- 十、豫メ考證ヲ精密ニシ筋ノ運びニ矛盾齟齬ナキヲ期スルトトモニ

規格 B. 5.

警保局警發甲第一四〇號

昭和十二年十一月十七日

内務省警保局長

各廳府縣長官殿

興行取締ニ関スル件

近時ニ於ケル演劇、レビュー、漫才、落語、紙芝居等興
行ノ内容ヲ見ルニ、其ノ間往々民衆ノ嗜好ニ迎合セ
ントスルノ餘リ、娛樂ノ本質ヲ没却シテ低調卑俗ニ

陷リ廢頽悖倫ニ渉ルモノ無キニ非ズ、又支那事變發生後ハ之ニ取材セルモノ著シキ數ニ達セル所ナルガ其ノ内容ヲ見ルニ概ネ粗雜ニシテ動モスレバ安價ナル感激ヲ唆リ徒ラニ對支感情ヲ激發シテ禍根ヲ將來ニ貽スガ如キモノ、或ハ戰爭反對戰爭嫌惡ノ念ヲ起サシムルガ如キモノ、或ハ事變ニ對スル國民ノ嚴肅ナル感情ヲ傷クルガ如キモノ無シトセズ、是等ノ事項ニ関シテハ夙ニ嚴重取締ヲ行ヒツツアル

様認メラルル處ナルモ、現下ノ如ク舉國振張國民ノ精神的總動員ヲ行ヒ堅忍不拔重大ナル時局ニ對處シ且今後持續スベキ時艱ヲ克服シテ愈々皇運ヲ扶翼スルノ要最モ緊切ナルモノアル時代ノ要求ニ鑑ミルトキハ今後益々之ヲ勵行スルノ要顯著ナルモノアルヲ以テ、爾今興行者並ニ從業員ヲシテ積極的ニ興行ヲ通シ時艱克服ノ爲協力セシムル様懇談督勵シ特ニ左記各號ノ事項ヲ勵行セシムルコトトシ

且之が脚本核閱興行取締ノ際ハ其ノ主旨ノ徹底ニ
努ムル様適宜措置相成度此段及通牒候也

記

一 團體ノ本義ヲ釋々明徴ニシ日本精神ノ眞姿ヲ顯現スルニ努ムル
コト

ニ 利己ニ赴キ物質ニ奔リ個人ノ自由ニ拘泥シテ國家並ニ公共ノ利

害休戚ヲ没却シテ顧ミザルガ如キ弊風ヲ芟除スルニ努ムルコト

三 浮華ニ流レ享樂ニ耽リ淫逸ニ墮スルガ如キ風習ヲ匡シ以テ剛健

ナル國民道義ノ確立ニ努ムルコト

四 社會ノ耳目ヲ聳動シタル犯罪事件ニ取材スルトキハ民衆ノ好奇

心ヲ唆リ之ニ同情シ之ヲ模倣スルガ如キ結果ヲ招キ易キヲ以テ

之ヲ差控フルコト

五 我國經濟狀勢ノ現狀ニ即シ勤勞ノ尊重、勞資ノ協調、冗費ノ節

約、國內資源ノ愛護等ノ必要ヲ適切ニ闡明スルコト

六支那事變ノ根本的原因、帝國ノ方針ヲ明確適切ニ闡明スルコト

七支那ノ國民性、民族性、國民政府、國民黨及軍閥ノ本質等ニ付

明確ナル認識ヲ與フル様努ムルコト

八統後ノ後援ヲ益々強化スルトトモニ、長期ニ涉リ之ヲ持續スル

ノ要ヲ強調スルコト

九構想ハ眞摯ヲ旨トスベク觀客ヲシテ徒々一時的興奮ニ墮ラレ安

價ナル感傷ニ墮セシメ或ハ戰地統後ニ於ケル活動ヲ茶化シテ國

民ノ事變ニ對スル嚴肅ナル感情ヲ傷ケルガ如キコトナキ様留意

スルコト

十豫メ考證ヲ精密ニシ筋ノ運びニ矛盾齟齬ナキヲ期スルトトモニ、

我が將兵ノ階級、服制、禮式、演練、兵器、兵科、任務等ニツ

キテモ特ニ正確ヲ期シ皇軍並ニ其ノ行動等ニ對スル理解ヲ深ム

ル様留意スルコト

十一皇軍ハ武士道精神ノ眞髓ヲ把握セルモノナルコトヲ明ニスルト

共ニ其ノ行動ハ常ニ正義ニ基クモノナルコトヲ強調シ苟モ其ヲ

擧ヘ戰ヲ好ムガ如キ印象ヲ懷カシメザル様留意スルコト

十二統後又ハ戰場美談等ヲ題材トスルモノニシテ陰慘、慘酷ニ過ギ

却テ戰爭ヲ恐怖嫌惡スルノ念ヲ惹起セシメ或ハ兵役義務心ヲ消

磨セシムルガ如キコトナキ様留意スルコト

十三皇軍ノ名譽威儀ヲ損シ又ハ軍紀ノ嚴正ヲ疑ハシムルガ如キコト

ナキ様留意スルコト

西人類ノ平和、生命ノ尊重、肉親愛慕ヲ漫然強調スルノ余リ現實
 ヲ蔑視スルガ如キ結果ニ陥リ爲ニ犠牲奉公ノ民族的精神ヲ萎靡
 減退セシムルガ如キコトナキ様留意スルコト
 主軍艦上ノ機密ヲ漏洩シ其ノ他軍艦、外交上重大ナル支障ヲ來ス
 ガ如キコトナキ様留意スルコト
 本脚本ノ作成、興行等ニ當リテハ豫メ關係當局ノ意見ヲ審シ終
 限リ正確ヲ期スル様努ムルコト
 其興行時間ヲ能フ限リ短縮シ且夜間ノ終了時間ヲ成ル可ク早カラ
 シムル様努ムルコト

省 及 受 付 日 月		合 議 局 號		及 受 付 日 月	
第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號
送受	送受	送受	送受	送受	送受
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

案 起 昭 和 十 二 年 十 一 月 十 三 日 付 局 號 第 月 日 號 局 送 月 日

決 判 月 日 文 書 課 長 施 行 十 二 月 七 日

主 査 警 務 課 事 務 官

大 臣 總 務 局 長

次 官

警 保 局 長

文 書 課 長

審 査 委 員

政 務 次 官

参 與 官

活 動 寫 真 ノ 興 行 時 間 及 フ ィ ル ム
 ノ 長 サ ノ 制 限 ニ 關 ス ル 件